

実質化された経営再開マスタープラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日(13回目)	更新年月日(12回目)
八戸市	島守地区 (中谷地、古里、姉市沢、番屋、砂籠、 沢田、石橋、巻、江花沢、馬場、高山、 門前、荒谷、相畑、頃巻沢、七枚田、 不習、十文字)	令和6年3月	令和3年10月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(※田:159ha+畑:571ha=730ha)	730 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	433 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	362 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	220 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.54 ha
(備考)	

注1:③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕地面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

島守地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、営農法人等、計25経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

単一の農業経営ではなく、水稲、りんご、葉たばこ、肉用牛、そば、ねぎ、ワイン用ぶどう等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。
--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。